令和元年８月臨時

伊達市教育委員会　会議録

令和元年８月23日開催

令和元年８月臨時伊達市教育委員会会議録

1. 開催日時　　令和元年８月23日（金）13時30分～

２．開催場所　　保原本庁舎東棟２階　201会議室

３．出席者　　　教育長　菅野　善昌

１番　太田　康一　　委員

　２番　髙野　保夫　　委員（教育長職務代理者）

　　　　　　　　３番　菅野　千惠子　委員

４番　三品　清重郎　委員

1. 欠席委員　　なし

５．説明のため出席した者

　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　田中　清美

　　　　　　　　教育総務課長　　　　　　　　原　好則

　　　　　　　　教育総務課主幹（施設担当）　佐藤　真

　　　　　　　　生涯学習課長　　　　　　　　坂本　直樹

　　　　　　　　学校教育課長　　　　　　　　阿部　裕好

　　　　　　　　こども部長　　　　　　　　　半沢　信光

　　　　　　　　こども支援課長　　　　　　　谷口　信高

　　　　　　　　こども育成課長　　　　　　　森林　敏昭

６．本委員会書記

　　　　　　　　教育総務課総務企画係長　　　冨田　昭子

　　　　　　　　教育総務課総務企画係主事　　渡邉　美佳

1. 日程１　開　　会

**○菅野教育長**これより令和元年８月臨時伊達市教育委員会会議を開催いたします。本日は全員出席しておりますので、会議が成立しました。

８．日程２　会期の決定

**○菅野教育長**　開会時刻は13時30分といたします。次に会期の決定についてお諮りをいたします。会期については、本日23日にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認めます。会期については、本日23日と決定します。

９．日程３　議事録署名委員の指名

**○菅野教育長**　続きまして議事録署名の指名に移ります。本日の議事録の署名は１番太田委員と、４番三品委員にお願いします。ここで８月定例伊達市教育委員会会議の議事録について、２番髙野委員と３番菅野委員に署名いただきましたので、報告します。

10.日程４　会議の進め方

**○菅野教育長**　本日の会議の進め方について、原教育総務課長から説明をお願いします。

**○原教育総務課長**　資料により説明

１　開　会

２　会期の決定

３　議事録署名委員の指名

４　会議の進め方

５　傍聴の許可

６　議　事

　　　議案第38号　伊達市民運動場条例の一部を改正する条例について

　　　議案第39号　伊達市保原総合公園簡易宿泊所設置条例の制定について

議案第40号　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に

　　　　　　伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

　　　議案第41号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会分)補正予算に

　　　　　　　　　ついて

７　報告と協議

1. 教育長から

　　　（２） 各課から

　　　（３） 各教育委員から

　　　（４） その他

８　閉　会

11.日程５　傍聴の許可

**○菅野教育長**　傍聴の許可に入ります。傍聴の許可を求める方はいらっしゃいますか。

**○冨田総務企画係長**　いらっしゃいません。

12．日程６　議　事

**○菅野教育長**　それでは議事に入ります。「議案第38号　伊達市民運動場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。坂本生涯学習課長から説明をお願いします。

**○坂本生涯学習課長**資料により説明。

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第38号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**　この条例において、霊山運動広場と月舘運動場のみ使用料について定められています。条例に記載のある他の運動場については使用料がかからないという事なのでしょうか。また、今回追加される五十沢運動広場について、どこが管理するのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　使用料につきましては、現状において合併以前の料金を引き継ぐ形で設定されています。今回追加される五十沢運動広場はこれまで使用料を取ったことがない施設です。また、料金設定や貸出形態の統一等については、これまでに何度も話には挙がっておりましたが、今後料金等に関しては全体的な方針が決まった時に、それに準ずる形で運動場の料金体系も見直しを図りたいと考えております。また、維持管理の所管は梁川総合支所ですが、実際の鍵の管理は五十沢の管理組合であると聞いています。梁川総合支所で管理委託料の予算を取っていることもありますし、当面はこの形態を維持することとし、梁川総合支所が管理する予定です。

**○太田委員**　今後料金等に関して見直しを図るとの話がありましたが、具体的にはいつ頃になるのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　合併以来、何度も検討してきた経過はありますが、料金形態や貸出方法等について、なかなか統一が図れずにおります。いつまでとの明言はできませんが、さらに検討を続けたいと思っております。

**○田中教育部長**　料金の統一につきましては、運動場だけではなく、交流館にも当てはまります。交流館も旧町時代の公民館の利用形態を引き継いでおり、庁内で整理をしながら取り組んで参りたいと思っております。６月議会においても述べさせていただきましたが、時期につきましては、もう少し庁内協議を重ねる必要があると考えております。

**○髙野委員**　太田委員の発言に関する案件は、具体的にはどこで審議するようになるのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　運動施設という部分に関しましては、教育委員会の生涯学習課が所管です。整理や検討を重ねて対応を考えて参ります。全体的な部分につきましては、市の公共財産を管理している財政課管財係であり、協議しながら整理しなければならないと考えております。

**○髙野委員**　伊達市の例規集を参照しますと、第13編教育第４章社会体育という見出しがあります。その中に今回の条例が位置づけられていることかと思います。第４章社会体育に属する条例の最初に、伊達市スポーツ推進審議会条例というものがあります。これは各地域からメンバーが選出されており、ここで審議することで、様々な地域の実態が明らかになるのではないでしょうか。スポーツ推進審議会の中で今回のような問題を検討するのかと考えていたのですが、そうではないのでしょうか。この審議会で検討するのが一番妥当であると考えます。

**○田中教育部長**　協議という部分では、最終的にスポーツ推進審議会の方で確認頂くことになるかとは思います。その前段階として事務方である程度の案を示しながら進めて参りたいと思います。

**○髙野委員**　形式的に確認するだけではなく、審議会ですので中身についての議論を行っていただきたいと思います。

**○田中教育部長**　事務方で案を示しながら、機関等の審議を経て条例改正に向けて取り組みたいと考えております。

**○髙野委員**　２、３年前に合併したというならまだしも、伊達市は合併して十数年経っていますね。合併前の問題をそのまま引きずっているというのは問題だと思います。もう少しスピードアップして取り組むことが必要です。このままでは、利用に関して不公平感があります。スポーツ推進審議会等で審議しても良い問題かと思います。

**○菅野教育長**　審議会には一般市民も参加していますので、そうした場で審議を重ねつつ、出来るだけ早く対応したいと考えております。

**○菅野委員**　先ほど、交流館等他の施設においても料金の統一が図られていないとのお話がありました。交流館については、間取りや機能についてそれぞれ異なる部分があるために料金に多少のバラつきが生じるのは仕方のない事だと思います。ですが、スポーツ施設の場合ある程度の規格や設備の基準に沿って作られているものですので、料金の統一は比較的しやすいのではないでしょうか。合併して10年が経過しますので、運動場だけでも統一した料金が設定されるべきだと思います。また、霊山と月舘だけ料金の表示がなされていて、他の地域の表示がないのはどのような理由があるのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　霊山と月舘に関しましては、合併以前からある程度管理がしっかりとなされており、鍵等があることで人の出入りが管理できる状態です。そのため料金等も設定が可能であり、旧町から引き継いでいます。伊達運動場等に関しては、倉庫等を除き実際には誰でも使用できるような状態であったという部分があると聞いております。

**○菅野教育長**　従来からの管理の仕方や施設利用の方法が、しっかりと管理されていたり誰でも使用できるような状態であったりとそれぞれの地域で異なります。委員方のご意見の通り、いつまでもそのままにはしておくものではなく統一を図っていくことは必要だと思います。

**○原教育総務課長**　まず、料金統一の考え方を決めることが不可欠です。運動場に限らずグラウンドや体育館もあります。公共施設全体の考え方がまだ旧町時代の運営を引きずっている状態です。まずは全体的な考え方を検討し統一を図り、その後審議会等で話合っていくことが出来ればと思います。現段階では情報収集や意見収集を行っているところです。

**○菅野教育長**　様々な施設の料金体系等について早急に統一や明確な金額を定めなければなりませんね。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第38号　伊達市民運動場条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして、「議案第39号　伊達市保原総合公園簡易宿泊所設置条例の制定について」を議題とします。坂本生涯学習課長から説明をお願いします。

**○坂本生涯学習課長**資料により説明。

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第39号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○三品委員**　料金について、市内と市外といった形で料金が分かれています。この判断はどのように行うのでしょうか。また、５人以上での利用とありますが、この中に市内と市外が混在する場合は具体的にどのように対応するのでしょうか。加えて、日帰りの利用について人数の規定がありませんが１人から利用可能なのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　小・中学生等は判断がしやすいと思います。高校生等に関しては規則にて市内高校に在学中の方に関しては市内利用とみなす等の措置を取りたいと考えています。また、宿泊者は必ず宿帳に住所氏名を記入して頂くことになっておりますので、そちらを参考に区分します。日帰りの利用者に関しましては、入浴・シャワーの利用は１人～と記載しておりますが、多目的ホールや調理実習室の利用は１団体～としております。団体での利用を基本として考えておりますので、個人での利用は考えておりません。こうした部分の定義等については運営・運用の中で考えて参りたいと思います。

**○髙野委員**　小学５年生で行われる通学合宿体験活動事業の際にこの施設を利用することになるかと思いますが、そうした学校の事業の場合にも今回設定している金額を徴収するのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　通学合宿体験活動の宿泊料金に関しては基本的に免除する方向で考えております。負担としましては、食材費の半額程度です。以前平成20年度～平成22年度にかけて実施した際には食材費の半額という事で大体1,000円前後の参加負担金でした。同じようなかたちを考えております。

**○髙野委員**　こうした部分については、運営・運用ということでもっと細かい部分で明示されるのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　今回の条例第９条において、使用料を減免することができると定めております。細かな部分に関しては規則等で定めて参ります。

**○太田委員**　高校生以下８人につき引率者として20歳以上の者が１名以上必要とありますが、通学合宿体験活動事業においてもそうなのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　宿泊所は基本的に８人部屋ですので、事業の際はそこに支援員やボランティアの方々を配置する考えです。その他にも守衛や全体を監督できるようなボランティアの方々で対応できればと考えております。

**○菅野教育長**　簡易宿泊所を利用する場合は設置条例に基づいて事業を行います。通学合宿体験活動事業そのものの計画については、別途作成することとしており、子ども達に対するボランティアのあり方や夜間待機時の指針等については体験事業実施計画の中で明確にしていきたいと考えております。

**○髙野委員**　後日９月議会で審議にかけられるかと思いますが、先ほどまでの質問のように条例に書かれていない事柄について質問があるかと思います。細かい部分について固めておいた方が良いと思います。

**○田中教育部長**　議会では一般質問と総括質疑があります。一般質問は、９月議会に提案をするものだけではなく、様々な政策について質問ができます。また、総括質疑では９月議会に提案をしたものに関しての質疑がされることになります。ですので、総括質疑の際に今回頂いた質問等について質疑があるものと想定しております。

**○太田委員**　第８条関係の別表内の「２その他施設使用料金」の備考において、日帰りでの利用原則として午前10時から午後２時までとするとあります。夏だと午後２時ではまだ明るく利用したいという声もあるのではないでしょうか。原則午後２時までということで、明るい時間であっても守衛等に却下されてしまうと思います。午後２時に日帰り利用が終了するのは早すぎるのではないでしょうか。

**○菅野委員**　太田委員の発言に関連してお話させていただきます。この午前10時から午後２時までの利用というのは、どのような層を想定されているのでしょうか。日帰りの利用については、宿泊者のいない空白の時間の有効利用という観点からなされている部分があるものと考えます。確かに、運動場を利用した際に、午後２時までではどうにも終わらず、付随してこうした施設の日帰り利用ができないとあれば不便さゆえに利用の足が遠のいてしまうことに繋がりかねません。この時間設定が逆にマイナス効果を生んでしまうのではないでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**　宿泊者の利用の時間帯が午後３時から翌日午前10時までと設定しており、宿泊者がいる場合には午後３時以降は空けておかなければなりません。宿泊者がいない場合や、大会等の予定が分かっていて整理が可能な場合については、設定した時間を超えて利用することも可能であると考えております。宿泊者の利用時間帯を考慮して、原則というかたちで位置付けております。

**○菅野教育長**　宿泊者がいない場合について、基本的にはどのように考えていますか。

**○坂本生涯学習課長**　まだ細かい部分まで詰めてはいないのですが、宿泊者がいない場合については午後５時から６時以降は夜間警備ということで宿泊所を閉めますので、それまでの利用ということになるかと思います。なお、施設が稼働している時間帯においては可能な限り利用ができる方向で考えています。

**○太田委員**　そもそも管理者が常駐する必要性も薄いように感じますね。例えば保原のスポーツ振興公社等に管理・運営を委託するようなかたちにすれば、距離も近く、必要な時に行って必要な時間だけ施設を開けるといったことや土日の午後から夕方まで開けておく等の対応もできるのではないかと思います。施設を利用する側の事を考えた時間設定が必要ではないでしょうか。運動施設を利用した後に使うとすれば、午前10時から午後２時までの時間設定というのはそぐわないと感じます。また、宿泊者がいたとしても午後３時から入浴する人は少なく、大体が午後６時前後なのではないでしょうか。利用者側と管理側の考えにズレがあるように思います。

**○田中教育部長**　今回の条例第６条において、休憩室及びシャワーのみの使用者を除いた施設の利用者は、教育委員会の許可を受けることが必要と定めております。原則午後２時までとはなっていますが、通学合宿体験の予定がない土曜日、日曜日などの利用においては、例えばこの日においては午後５時まで利用可能にする等の対応を考えています。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第39号　伊達市保原総合公園簡易宿泊所設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして、「議案第40号　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。森林こども育成課長から説明をお願いします。

**○森林こども育成課長**　資料により説明

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第40号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○菅野教育長**　整理させていただきますと、本日議案第40号で説明があったものは、子育て支援法の一部を改正する法律が国で施行されたことにより、３つの条例を改正したいということですね。３つの条例というのは、伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例、伊達市預かり保育条例です。これらの条例を改正するための根拠としては、今年度10月１日からの幼児教育無償化に関する国の措置を受けて国から示された要件や様々な基準に沿うように見直したということです。

**○髙野委員**　原教育総務課長より伊達市のＨＰから教育委員会部分の例規集を印刷して頂いたのですが、その中に今回提案されたこども子育て支援法はあるのでしょうか。

**○半沢こども部長**　こども子育て支援法は国の法案ですので、伊達市の例規集には載っておりません。これの改正を受けて市の条例を３つ改正しました。

**○髙野委員**　改正という事は、もともと伊達市に存在する条例という事ですね。これは例規集のどのあたりに存在するのでしょうか。

**○原教育総務課長**　申し訳ありませんが、髙野委員が現在参照している例規集は教育委員会所管の部分を抜き出しており、今回のこども部の条例については福祉関係の部分に存在するかと思われます。

**○髙野委員**　こども部も教育委員会ですよね。それなのに教育委員会とは別の場所に位置しているということですか。頂いた教育委員会の例規集には、こども部所管の他の条例も見受けられます。伊達市のＨＰを見た際に、一般市民の目から見ればこども部教育部ともに教育委員会です。条例等についても教育委員会としての例規に位置づいていると思ってしまいます。ところが、成り立ちから見ればこども部が以前独立していた事から、条例は別のところに存在するという状態ということですね。一部は存在するものの、分かれてしまっている状態ですね。

**○半沢こども部長**　厚労省と文部科学省に分かれている流れで、市役所の方でも福祉と教育を１つにしたかたちです。もともと市長部局であったため、条例上の括りとしては１つになっていません。

**○髙野委員**　ホームページとは何かという観点で考えると、課題があるように感じます。伊達市のＨＰから例規集等の条例等に触れた時、違いが明確に分かるのか、それともあちこちに位置づいているのかで分かりやすさが異なってきます。伊達市条例の中では教育委員会という括りで５つの柱立てを行っています。ですがこれらは内部機構と対応していない、全く別の基準による柱立てですね。いずれは然るべきかたちに整理されるのでしょうか。

**○田中教育部長**　今回４月にお話させていただきましたように、教育委員会では機構改革が行われました。具体的には今年度より文化課から生涯学習課になり、教育総務課にあった社会教育の分野が生涯学習課に移動するかたちになりました。ですが、組織というものはその常々において裁量や見直しがあります。その都度合わせて変えるよりは、柱立てに分けて振り分ける方が分かりやすいのではないかと考えます。

**○髙野委員**　それは内部の人間の視点なのではないでしょうか。

**○田中教育部長**　確かに内部の論理になってしまうかもしれません。ですが機構改革の度に条例の変動が生じると、現在どこに条例が存在するかが分からなくなってしまいます。例えば、生涯学習課の条例として１つにまとめたとしても、現在文部科学省の方では生涯学習の文化関係については市長部局の方がふさわしいのではないかという議論があります。生涯学習課が機構改革で別の部署に変わった場合に、市長部局の方に条例も移動するようになるとかえって分かりづらくなってしまうのではないでしょうか。この部分については研究させていただければと思います。

**○原教育総務課長**　条例は目的別に体系分けをしております。目的別＝組織別ではありません。例規はあくまでも目的別に体系分けをして、条例を振り分けています。

**○菅野教育長**　もう一つ、50音別でも検索が可能ですね。

**○田中教育部長**　それぞれの課が所管する条例ごとに検索することもできます。

**○髙野委員**　そうでしたか。ホームページはもっと明瞭に分かりやすくあるべきだと思います。内部の目では整理されていても、外部の目から見たときに分かりづらいというのはどうなのでしょうか。

**○田中教育部長**　例規集に限って言えば、この体系立ては他の市町村とほぼ同じものです。逆に伊達市単独のものにしてしまうと、50音順検索があるとはいえ、他の市町村であったものが伊達市の同じ箇所にないという事に繋がり混乱を招く可能性があります。

**○髙野委員**　そうなのですね。では、この条例はどのあたりに位置するようになるのでしょうか。

**○原教育総務課長**　社会福祉の民生の部分に追加されるものと思います。

**○半沢こども部長**　障がい者関連の条例と同じ場所に入ります。

**○菅野委員**　個人的なことで申し訳ありませんが、障がい者関連のことに関してどこに問い合わせたらよいのかホームページ等の組織図を参考に調べたことがあります。事務的な組織図で調べると分かりづらいと感じました。社会福祉部の障がい福祉課であることは分かりましたが、一般人からするとホームページの構造が分かりづらく思います。困っている人が情報を探す時に分かりやすい図や表でホームページを作成することは重要だと思います。

**○菅野教育長**　要望という事で承りました。

**○三品委員**　三才以上の幼児の教育に関して無償化という事ですが、その下の年齢は無償化の対象ではないということでしょうか。伊達市としてはその部分に今まで補助を出してきたことかと思います。今回の改正によって、どういった部分がどのように変化したのかについてメリット・デメリット含めて教えてください。

**○森林こども育成課長**　基本的に０～２才児については無償化の対象外ですが、非課税世帯に関しては無償です。今まで全くやっていなかった市町村は負担の大幅な軽減になりますが、伊達市は以前から独自財源によって幼児教育に力を入れておりましたので、比較すると負担の軽減の割合があまり実感できないということになるかと思います。１号、２号の認定の種類によって、無償化になる部分が異なります。２号認定に関しましては、給食のおかず等にかかる副食費について、今まで保育料の中に含めて他と一緒に徴収していたものを今度から徴収するかたちになります。ですが年収360万以下の世帯に関しましては副食費を徴収しません。今まで取られていなかったものが取られるようになったように見えますので、当初の頃は混乱をきたす可能性があるものと考えております。

**○三品委員**　今回の改正によって、保護者は得をするのでしょうか、損をするのでしょうか。

**○半沢こども部長**　基本的にこれまでは無償化ではなかったので、無償化という点ではメリットかと思います。ただ、これまで伊達市は保育料等に関して補助を行ってきておりましたので、他の市町村にお住まいの方と比べると負担についてあまり軽減されない、あまり値段が下がらないといった感覚になるかと思います。また、給食費に関してはこれまでも全国と同じく実費を頂くというかたちで行ってきましたが、２号認定の保育料に関しては副食費が一部保育料として表に見えないかたちで徴収しておりました。保育料が無料になったことに伴い、副食費として見えるかたちになりますので、実際には今までと変わりないものの、見え方の違いで混乱が起きるかもしれません。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第40号　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして、「議案第41号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会分)補正予算について」を議題とします。各課担当課長から説明をお願いします。

**○原教育総務課長**

**○坂本生涯学習課長**

**○阿部学校教育課長**

**○原学校給食センター所長**

**○谷口こども支援課長**

**○森林こども育成課長**各課資料により説明

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第41号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○三品委員**　教育総務課の説明にありました、教育施設整備基金の積み立て２億円について、これは何に使用するための基金に積み立てを行うのでしょうか。また、基金の総額はどのくらいなのでしょうか。

**○原教育総務課長**　基金の総額は、平成30年度末時点において約15億1200万円です。教育施設整備基金は、教育施設の整備を行う際に使用できることとして積み立てております。通学合宿所の工事費や給食センターの施設工事費、掛田小学校や月舘学園等の整備費として使用しております。

**○三品委員**　基金を取り崩した場合、どこにどのようなかたちで入ってくるのでしょうか。一般財源に一度入れてからその事業に使用するようなかたちでしょうか。

**○田中教育部長**　事業そのものに充当するかたちです。事業に対する歳入の内訳としては、教育施設整備基金繰入金というかたちになります。基金を積み立てる時、または取り崩す時は必ず補正予算に計上して執行することになっております。

**○菅野委員**平成30年度子ども・子育て支援交付金事業について、補聴器購入費等助成とあります。他の障がいに関する補助はないのでしょうか。近隣に、足に障がいを抱える子がいます。その子は両足の長さが同一ではないため、靴で調整を行うような補助器具が必要です。聴覚障がいにのみ補助金が出されているというのは何故ですか。補助の対象となる区別はどのようになされているのでしょうか。

**○谷口こども支援課長**　障がい者援助に関する事務分掌について、子ども支援課では障がい児支援係という部署が担当しております。こちらで担当しているものは、障がい児の中でも通所支援等の限られたものになります。その他のものに関しては、社会福祉課の障がい福祉係で担当するような事務分掌になっております。今お話のありました肢体不自由に伴う補装具となると、社会福祉課の所管になります。今回の補正予算に計上した補聴器購入費等助成については、軽・中等度という障がい者手帳を取得できる条件に該当しないレベルの子どもを対象としています。障がいとは認定されないけれども、聴力に難を持つ子に対して補聴器購入の補助を行っておりました。そうした事由から、「障がい者」という範囲ではありませんので、子育て支援としてこども支援課で所管しています。障がい者対策ではなく、また年に１件あるかないか程度の申請です。去年から開始しておりました。

**○太田委員**　月舘学園の給食搬入口の高さに応じて配送車を変更するための負担金費用が計上されています。基本的には搬入口の高さが決まっているものと思っていたのですが、この変更は、小中学校で搬入口の高さが異なっていたということでしょうか。学校ごとに車を変更するのはいかがなものでしょうか。

**○原教育総務課長**　今回、月舘学園の配食室の搬入口の高さが変更になったことによる給食配送車の改造のための負担金を補正計上しております。以前は車の高さに合わせて給食の搬入口の高さを決めて施設側で対応していました。そのため、各学校の給食搬入口のところを掘り下げて、高さ調節していたのですが、最近は搬入口をフラットとし、現在はパワーゲートという昇降機能により搬入時の高さを調節しています。月舘地域に配送をしていた車は、その高さ調節ができない車であったため、今回その機能を追加するものです。なお、車の調整を行う方が、施設を工事するよりも安価です。

**○太田委員**　今まで搬入していた場所をそのまま使用すればよいのではないでしょうか。

**○原教育総務課長**　以前は95㎝の高さがありました。今回駐車場面の整地設計及び既存の建物の大規模改修設計によって、35㎝になりました。今までの車では、給食の搬入の際にスムーズに行うことができないため、配送車の機能追加での対応となりました。ご理解をお願いします。

**○三品委員**学校の施設関係で、学校から様々な修繕箇所等について報告や要望等が上がってきているものと思います。その中でも、優先順位を定めて修繕を行うことかと思うのですが、その優先順位の決定過程について我々教育委員は知ることはできないのでしょうか。どういった理由で修繕の可否を決め、他のものより優先的にその修繕を行う理由はどういったものか等について知りたいと思います。また、全て補正予算を組んで直すことはできないのでしょうか。

先ほど基金が15億円あるという事でしたので、繰り入れをすればかなりの箇所が直せるのではないかと感じました。修繕の案件にどのようなものがあるのか、またその修繕の可否の理由等について教えて下さいますよう、よろしくお願いします。

**○原教育総務課長**　基金には15億円ありますが、これから耐震化を行わなければならない学校が残っています。それらの工事の見通しが立ったとしても、維持管理等も含めてある程度の基金は必要と思われます。大きな工事を行う際に、基金を使用するということになるかと思います。耐震化の他にも、各学校では長寿命化の工事等が必要であり、そちらにも対応しなければなりません。その順序立てについては、個別の計画を来年度に立てるべく調査を取りまとめているところです。学校からの要望が多い、特別教室へのエアコンの配備やトイレの修繕といったものについても今後の長寿命化の中で対応して参りたいと考えております。

**○三品委員**　そうした要望については、総額どのくらいになるのでしょうか。また、学校の修繕等について各学校の取りまとめは教頭先生方が行っているかと思いますが、学校ごとに年間予算を算出してその中で収める方式なのか、前年度に学校から上がってきた修繕や要望の実績を予算として計上し所管課で管理する方式なのか等、どのように施設の管理をしているのかについてお教え願います。

**○原教育総務課長**　施設の大きな改修に関しましては、雨漏りや水回り関係について修繕が必要な状態であるとの報告が多く上がっています。個別の見積もりについては現在まだ取っていない段階です。多くが老朽化が原因であり、地下配管などは全て交換することも考えられ、以前作成した施設の台帳を参考にしつつ設計を行うことが必要であるため、まだ計画は立てておりません。今後長寿命化の計画を立てた際に、大体の費用が算出されると考えております。

**○三品委員**当然そうした箇所については修繕が必要かと思います。一番知りたかったのは、修繕の優先順位についてです。優先順位の決定の仕方は、どのようになされているのでしょうか。またその優先順位は教育委員会で決めるべきものではないのでしょうか。

**○原教育総務課長**　長寿命化計画を作成する際に、どこがどのように壊れているのか、施設がどのくらい古いのかを加味して優先順位を付けます。

**○三品委員**　具体的に出していただくことは可能ですか。例えば保原小学校の修繕が必要な箇所はここであり、いくらかかるといったものです。修繕を行うには、優先順位を定めることは不可欠です。必要な箇所がどこで、どのくらい費用がかかるといったことについて、常に分かるような状態にしてはもらえないのでしょうか。優先順位を決定した後も、突然修繕が必要になり優先順位が入れ替わることもあるかと思います。そうした場合に、入れ替わって最初に修繕する理由等、運営の仕方について具体的に分かるようにして頂けると、我々としても議論がしやすくなります。

**○原教育総務課長**　長寿命化計画についてまとまり次第提出させていただきます。

**○太田委員**　アスベスト処理に係る予算計上に関連して質問です。今まで各学校にあった焼却炉はダイオキシンが発生するということで使用が禁止されています。焼却炉自体がそこにある箇所について、ダイオキシンによる汚染や老朽化による崩壊の危険性が考えられることから徐々に撤去しなければならないと思います。この予算措置や、汚染の調査等についてどのようにお考えでしょうか。

**○原教育総務課長**　今後調査を行い、対応したいと思います。

**○田中教育部長**　学校施設や交流館等にまだ焼却炉が存在するという事でしょうか。

**○太田委員**　はい。月舘中学校及び小学校に使用はしていませんがまだ存在します。

**○田中教育部長**　焼却炉があるということを承知しておりませんでした。ちなみに旧伊達町の小中学校については太田委員の仰ったようにダイオキシンの関係で旧町時代に既に撤去しております。

**○原教育総務課長**　各旧町で対処が異なっています。

**○菅野教育長**　まず現状を把握してから対応して参りたいと思います。

**○菅野委員**　遊具の処分に伴う交付金の返還に関して、「福島県定住緊急支援交付金」で作った遊具を財産処分することになり交付金を返還するということですが、うんていやログハウスというものは老朽化していくものであり、修理や維持管理も必要です。今後交付金で様々なものを作ったとして途中で処理をしなければならない場合があることかと思います。その際に、今回のように返還しなければならない補助金や交付金もあるということでしょうか。

**○森林こども育成課長**　伊達幼稚園園庭改築に伴う遊具の財産処分については、当初は移設をして使用を継続する考えでしたが、うんていの基礎の鉄柱等を撤去して移設を行う際にそのままの形状を保ったまま移動することが難しく、遊具の安全基準からも外れてしまいます。基準を満たさないものを再設置して危険な状態で使用することはできませんので、財産処分というかたちになりました。また、遊具には耐用年数がありまして、その残分の償却資産に関して返還対象になるといった状況です。

**○菅野教育長**　耐用年数を超えると返還の義務は無くなるということでしょうか。

**○森林こども育成課長**　はい、そうです。

**○三品委員**　行政にも減価償却の考えがあったのですね。行政で減価償却を行う際は、定率なのでしょうか。それとも定額なのでしょうか。

**○田中教育部長**　補助金によって減価償却の考え方が異なります。一般的には定率で行いますが、全てがそうであるということではありません。耐用年数も補助金によって異なる場合があります。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第41号　令和元年度伊達市一般会計(教育委員会分)補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

13.日程７　報告と協議

**○菅野教育長**それでは日程７、報告と協議に移ります。最初に教育長からの報告です。

**○菅野教育長**報告はございません。次回定例会時に改めて報告いたします。

**○菅野教育長**続けて各課からの報告をお願いします。

**○原教育総務課長**　特にありません。

**○坂本生涯学習課長**特にありません。

**○阿部学校教育課長**　特にありません。

**○森林こども育成課長**　特にありません。

**○谷口こども支援課長**　新聞報道もなされたのでご存じの方も多いとは思いますが、８月15日に伊達のこども遊び場が開所１年５ヶ月で利用者10万人を達成し、21日にセレモニーを行いました。

**○菅野教育長**　ただいま報告あったこのことについて、ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

**○菅野教育長**それではないようですので、教育委員からの報告事項はありますでしょうか。

**○太田委員**　私は最近芦田愛菜さん著書の「愛菜の本」を読んでいます。この中で、小さい頃から両親に読み聞かせをしてもらっており、今でも時間があれば本を読むという習慣が身についているということが書いてあります。髙野委員がいつも仰るように、図書館の学校司書の方も活躍していますし、幼稚園や認定こども園、保育園等で先生や読み聞かせサークルの方が読み聞かせをしているものと思います。ですが、司書の方から幼児向けの本の紹介や読み聞かせの仕方について保護者向けの案内があればと思います。小さい頃からそうした読書の習慣をつけることで、伊達市の学力レベルにも影響しますし、小中学校は勿論社会人になってからも読書の習慣は続くでしょう。小中学校だけでなく、幼稚園や認定こども園、保育園にももっと働きかけを行って頂きたいです。

**○髙野委員**　国の第４次子ども読書推進計画で言われているのが、高校生の不読率が高く、なかなか直らないということです。文科省ではこの問題に対して議論を重ねています。今太田委員が発言したように、子どもが読書習慣を形成するのは中学校・高校ではなく、学校に上がる前の非常に幼い時期が重要です。絵本に接することや読み聞かせを行う、あるいは読んだ本について親子で話し合うといった体験を積み上げなければ、不読率の解消には繋がりません。子どもの発達段階に応じた読書環境の整備が強調されており、福島県でもこの課題を強調した新たな第４次計画を考えているところです。伊達市の就学前の子ども達の読書環境、あるいは家庭における子どもと親との関わりについてもっと大事にする必要があると感じます。太田委員も低年齢の子ども達が本に親しむことの大切さについて発言されたものと思います。全く同感です。幼稚園や認定こども園等で本に親しむ活動はしているものと思いますが、もっと力を入れて小学校や中学校に本腰を入れて繋げていく必要があると感じます。９月７日には国見町で主催している読書フォーラムが開催されます。その中でも国見小学校の子ども達が「子ども司書」の資格取得に取り組んでおり、小学生が非常に活躍しております。伊達市でも小さいうちから読書に親しむ環境を作っていくことを大事にしなければならないと考えます。

**○菅野教育長**　伊達市の教育委員会にはこども部と教育部があります。心の義務教育が０歳から始まっていることを踏まえて、こども部と教育部があるメリットを生かしながら、子ども達の読書習慣の形成に関して考えて参ります。

**○菅野教育長**　ご意見、ご質問はほかにはございませんか。それでは、ないようですので、９月の定例会等の日程について、事務局から説明願います。

**○原教育総務課長**　次回９月定例教育委員会会議　開催予定日

　　　　　　　　　　日　時　令和元年９月24日～９月27日の週

　　　　　　　　　　　　　　（後日９月24日（水）午後１：30～に決定）

　　　　　　　　　　会　場　保原庁舎東棟２階　201会議室

**○菅野教育長**　ただいまの報告、及びその他全体を通して、ご質問、ご意見等ございませんか。その他ないようでしたら、閉会に移ります。本日は以上で終了いたします。ご出席ありがとうございました。

14．日程８　閉　　会　15時51分

　上記記録の正確なことを認め、ここに署名する。

　　　　令和元年８月23日

　　　　　　　　　　　　議事録署名人

　１番委員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４番委員

　　　　　　　　　　　議事録調製者　教育総務課総務企画係　渡邉　美佳